

第5回 まちづくり法人国土交通大臣表彰

募 集 要 項

平成27年11月

主 催 : 国土交通省

共 催 : (公財) 区画整理促進機構、(一財) 国土技術研究センター、(公社) 全国市街地再開発協会、(公財) 都市計画協会、(独) 都市再生機構、(公財) 都市づくりパブリックデザインセンター、(一財) 都市みらい推進機構、(一財) 民間都市開発推進機構

事務局 : 国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室

1. まちづくり法人表彰の趣旨

これからの民間及び都市施設※¹を含む地域のまちづくりにおいては、まちづくり法人※²が中心となって、事業収入を確保しながら、その経営能力やコミュニティのつながりを活かして、持続的にまちづくりを推進することが期待されています。

国土交通省においては、都市の課題解決に取り組み、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる※³先進的な取組を行っているまちづくり法人を表彰し、好事例として広く紹介することにより、各地のまちづくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

※1… 都市施設とは、道路、公園緑地、河川、広場等の公共施設及び老人ホーム、子育て支援施設、多目的ホール、図書館、病院等の地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設をいいます。

※2… 本募集要項において、「まちづくり法人」とは、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社、特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人含む）及び一般財団法人（公益財団法人含む）等をいいます。

※3… ここでいう地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための取組とは、住民・事業主・地権者等による以下のような取組をいいます。

- (例)
- ・街並みのルール策定及び保全
 - ・賑わい・交流イベント開催
 - ・環境向上及び美化・清掃活動
 - ・迷惑行為の抑制
 - ・空き店舗や空き家等の低未利用空間の有効活用促進
 - ・防犯性の向上促進
 - ・都市の総合交通連携及び低負荷交通の導入
 - ・新技術の導入や都市施設間の連携による省エネルギー化
 - ・水と緑のネットワーク化
 - ・住宅や都市施設の集約合理化
 - ・医療福祉施設の集約化による移動コストの低減及びサービス向上
 - ・情報発信及び提供、共同広告事業

2. まちづくり法人表彰の概要

「まちづくり法人表彰」は、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるまちづくり法人が中心となった先進的な取組を奨励・普及するため、地方公共団体や関係団体の協力の下、平成 24 年度に創設された国土交通大臣表彰制度です。

受賞者については、平成 28 年 6 月に開催予定のまちづくり月間の国土交通省行事において、表彰させていただくとともに、国土交通省ホームページや各種イベントにおいて広く紹介させていただきます。

3. 募集対象

自治体や他の法人等が推薦する、都市の課題を解決する先進的な取組を行っているまちづくり法人（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社、特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人含む）及び一般財団法人（公益財団法人含む））等を募集します。

なお、以下に該当する場合は、まちづくり法人表彰の募集対象外となりますので、ご注意ください。

- 応募内容の取組・活動期間が概ね 3 年未満の法人（※取組・活動期間は、組織の立ち上げ後や会議開催等の期間ではなく、成果に直結する実質的な取組開始時点から平成 28 年 2 月 22 日（募集締切日）までをカウントすることとし、まちづくり法人の前身組織の取組の期間も含めることとします。）
- これまでに、今回の応募内容と同一の取組で、全国規模で行われている同趣旨の他の表彰を受けている法人（取組内容の発展が確認できれば応募可能です。）

4. 募集期間

平成 27 年 11 月 24 日(火) ～平成 28 年 2 月 22 日(月)

5. 賞の構成

以下の 3 部門について、各部門の優れた取組を行っているまちづくり法人に対して国土交通大臣賞等を授与して表彰します。このため、申請者は、応募用紙様式 2 の中で応募する部門を一つ選択し○を記入してください。（複数の部門に応募することも可能です。）

- まちの活性化・魅力創出部門
- まちの安全・快適化部門
- まちづくりの担い手サポート部門

- まちの活性化・魅力創出部門
景観や街並みの整備・保全、公共公益施設を活用することなどにより、まちの活性化や魅力創出に貢献した取組を行っているまちづくり法人
＜取組例＞
 - ・景観や街並みの整備・保全
 - ・公共公益施設（道路、公園・広場、河川、多目的ホール等）を活用したまちの賑わいづくり
 - ・民間施設の活用（空き店舗活用、テナントミックス等）
 - ・イベントの企画・運営
 - まちの安全・快適化部門
防災・防犯対策の充実や都市施設等の整備、環境の向上、地域交通サービスの提供などにより、居住者や来街者の安全性や快適性の向上に貢献した取組を行っているまちづくり法人
＜取組例＞
 - ・防災・防犯活動のネットワーク化
 - ・街なか居住のための住宅、商業施設誘致等の環境整備
 - ・街区単位でのエネルギーの共同利用等による省エネルギー化
 - ・広場、街灯、駐輪場、備蓄倉庫などの都市利便施設の効果的な運用
 - ・コミュニティバス、レンタサイクル事業や公共交通のサービス水準の向上
 - まちづくりの担い手サポート部門
まちづくり活動で活躍する人々を応援し、まち全体の活力向上に貢献した取組を行っているまちづくり法人
＜取組例＞
 - ・人材育成
 - ・家守事業、事業者間のマッチング
 - ・情報発信・提供・広告事業
 - ・多様なセクター間の調整
 - ・被災地の復興まちづくり支援

6. 審査

応募資料をもとに、学識経験者等からなる審査委員会による審査を行った上で、選定いたします。また、審査委員会による審査の過程において、応募者よりプレゼンテーションを求めることがあります。

審査においては、以下の視点により評価を行います。

- a) 【先導性】それぞれの部門における見本となるような先導的な取組を行っていること
- b) 【公益性】まちづくり法人の運営にあたり、地域の出資者等が多数関わっており、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するような公益的な取組を行っていること
- c) 【効 果】まちづくりに対して一定の貢献をしているなど効果がある取組を行っていること
- d) 【継続性】まちづくり法人の経営が自立性の観点から健全であり、継続的な取組を行っていること

7. 応募手続き

(1) 応募方法

「推薦」を受けることが必須となっており、以下の2つの方法で、募集を行います。

- 1) 自治体推薦：応募者は、活動する地域の自治体（都道府県又は市区町村）に推薦を希望する旨を伝え、各自治体の指示に従い、自治体へ書類を提出してください。国土交通省においては、自治体から、応募提出書類を受け付けます。
- 2) 一般公募：応募者は、他の法人等（応募団体の構成員を除く）の推薦（署名等を含む）を受けて、期日までに直接国土交通省の下記送付先に応募提出書類をお送りください。

(2) 応募提出書類等

以下の書類等を提出してください。

- 《必須》必要な書類をそれぞれ必要部数コピーしたもの及びこれらの書類データが保存された電子媒体。なお、自治体推薦と一般公募の場合で必要とする書類が異なりますので注意願います。また、様式3については、撮影者、被写体の許可が得られていて、国土交通省がホームページやまちづくり月間のパンフレット等で公表してもよいものを提出してください。

1) 自治体推薦の場合

- ・候補者に関する基本情報【様式1】…書類2部
- ・応募用紙【様式2】…書類2部
- ・活動内容に関する写真及び地図【様式3】…書類2部

(カラーのものは、カラー印刷をお願いします。)

- ・様式 1～3 が保存された CD-R…1 枚 (法人名を記名してください。)
- ・自治体の推薦書 [様式 4] …書類 1 部

2) 一般公募の場合

- ・候補者に関する基本情報 (※推薦者の署名等を含む) [様式 1] …書類 2 部
- ・応募用紙 [様式 2] …書類 2 部
- ・活動内容に関する写真及び地図 [様式 3] …書類 2 部

(カラーのものは、カラー印刷をお願いします。)

- ・様式 1～3 が保存された CD-R…1 枚 (法人名を記名してください。)

- 《適宜》その他、活動内容や成果等が分かる補足資料 (パンフレット等) を各 10 部、2 点まで。法人名の記名を忘れずにお願いいたします。

(3) 提出方法

1) 自治体推薦の場合

応募者は自治体担当者との協議が整った後、自治体の推薦書以外の上記所定の応募提出書類に必要事項を記入し、コピーと計 2 部を用意して、書類データ (エクセルファイル) を保存して記名した CD-R とともに、自治体に提出してください。

自治体の担当者は、様式 4 を添えて、国土交通省に様式 1、2、3、書類データを保存した CD-R 及び補足資料 (パンフレット等) を、国土交通省まで郵送してください。FAX や、E-mail 等による提出は受付けておりません。

なお、自治体によっては、推薦を行わない場合もございます。その場合は、一般公募により、国土交通省に直接応募して頂きますよう、お願いいたします。

2) 一般公募の場合

上記所定の応募提出書類に必要事項を記入し、コピーと計 2 部を用意して、書類データ (エクセルファイル) を保存して記名した CD-R 及び補足資料 (パンフレット等) とともに、国土交通省まで郵送してください。FAX や、E-mail 等による提出は受付けておりません。

3) 共通

- 応募用紙様式 2 の中で応募する部門を一つ選択し、○を記入してください。複数の部門に応募することも可能ですが、その場合は、応募提出書類等一式を部門毎に作成し、提出してください。
- 申込締切りはいずれも、平成 28 年 2 月 22 日 (消印有効) です。なお、自治体によっては、2 月 22 日より前に、推薦の受付を終える場合がありますので、自治体にお問い合わせください。

- 応募提出書類の送付先
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省 都市局 まちづくり推進課 宛
封筒には「まちづくり法人表彰の応募」と記入してください。
- 書類データ（エクセルファイル）は次のURLからダウンロードしてください。
URL： http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000135.html
(国土交通省HPホーム→報道・広報→報道発表資料→都市関係→2015/11/24)

(4) 注意事項

- 提出いただいた資料やCD-Rは返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 必要に応じて、電話等による資料の追加送付等をお願いする場合があります。
- 表彰式への出席等のために必要となる旅費は、お支払いすることができませんので、あらかじめ御了承ください。
- 審査結果の連絡については、5月下旬国土交通省HPへのまちづくり法人国土交通大臣表彰受賞者の公表をもって代えさせていただきます。
- 審査に関する問い合わせや審査結果に対する異議申立には応じられません。
- 応募いただいた法人名や取組内容を、新聞、雑誌、インターネット等で公表することがあります。また、表彰されることになったまちづくり法人については、表彰式での取組紹介や、マスコミからの取材等にご協力をお願いすることがあります。

(5) 個人情報の取扱

応募者の個人情報は、審査及び運営に必要な範囲内で利用し、第三者へ提供することはありません。応募者の同意なく、利用目的を越えて利用することはありません。

(6) スケジュール

応募公募及び受付開始	平成 27 年 11 月 24 日
応募受付締切	平成 28 年 2 月 22 日（消印有効）
審査委員会による審査	平成 28 年 4～5 月予定
審査結果公表	平成 28 年 5 月下旬
表彰	平成 28 年 6 月予定

8. 表彰

第5回まちづくり法人国土交通大臣表彰受賞者は、第34回まちづくり月間の国土交通省行事において表彰式を行う予定です。

日時：平成 28 年 6 月（予定）

場所：国土交通省内（東京都千代田区霞が関 2－1－3）又は都内

9. 問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 能勢（内線 32-592）山崎（内線 32-553）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL：03-5253-8111 FAX：03-5253-1589